

MAEDA & SUZUKI

PATENT Co., LTD.

E-mail address : ms@ mspatent.com

<http://www.mspatent.com/>

意匠審査基準の改定のお知らせ

「部分意匠の図面提出要件の緩和」

及び「図面デザインの登録要件の明確化」

1. 部分意匠の図面提出要件の緩和

(1) 意匠法第2条第2項に規定する「物品と一体として用いられる物品に表示される画像」についてのみ意匠登録を受けようとする場合、「画像図」以外の部分（機器本体）の形態を表した一組の図面の提出の省略が可能となりました。ただし、願書の【意匠の説明】に省略の記載が必要です。

(2) 意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみを表す図のうち、以下の（イ）から（ハ）に当てはまるものは図面の提出の省略が可能となりました。ただし、願書の【意匠の説明】に省略の記載が必要です。

（イ）正面図または背面図のいずれか一方

（ロ）左右側面図のいずれか一方

（ハ）平面図又は底面図のいずれか一方

なお、上記（イ）（ロ）（ハ）すべて（合計三図）を省略することも可能です。

2. 画面デザインの登録要件の明確化

(1) 意匠法第2条第1項に基づいて認められている表示画像について、表示画像の保護要件が、意匠審査基準に明記されました。具体的な改訂内容は、審査基準第7部第4章 http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/isyoushinsa_kijun.htm をご参照ください。

(2) 変化する画像（意匠法第2条第1項及び第2条第2項により保護される画像）について、意匠創作の実体を踏まえ、変化の態様を示す複数の画像の総体を、一定条件を満た

すことによって、変化を伴う一つの意匠と認定することになりました。具体的な改訂内容は、審査基準第7部第4章 http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/isyounshinsa_kijun.htm

をご参照ください。